

税理士必携の書!

相談事例別

遺言書作成の ポイント

【体裁】A5判/212頁 【定価】2,970円(本体:2,700円+税10%)

本書の特長

01

相続税の実務に携わる税理士が、税務の枠を超えて遺言書作成の必要性を見極め、
顧客に対し適切な助言を行うための実務書！

02

遺言者の家族関係や財産状況等、
多様なケースに対応できるように
24の具体的な相談事例を収録！

03

実務でそのまま使える
「遺言の文例」を
各事例に掲載！

【事例 14】後継者となる子供に会社の株や事業用資産、事業に必要な資金を相続させたい場合

私は、X社という製造業の株
経営しており、BはX社に入り
同社主義で工場である土地と建
の什器備品を有しており、事業
しています。ただし、X社は、
務があり、私が連帯保証してい
私個人の資産としては、X社の
価額5,000万円程度)、預貯金
私としては、X社には長年勤
あって、Bに私が保有している
全部を相続させ、Cには自宅の土
Cは、海外留学も経
都内にマンションも
も理解を示してくれ
あり、今後も値上が
す。

Aの持
せると
す。C
の放棄

(1) 自宅の土地建物（不動産目録省略）

Aの希望を実現するためには、BにX社の全株式及び預貯金全部を相続させるとともに、BにAの全債務を負担させる遺言書を作成する必要があります。Cからの遺留分侵害額請求に対する対策としては、①Cに事前に遺留分の放棄をしてもらうこと、②経営承継円滑化法の特例を利用すること、③Aの預貯金を利用して、事業承継者であるBを受取人とする一括払の終身保険契約を締結する方法等が考えられます。

【検討 14】

1 遺言がない場合の法律関係

被相続人の子供は第1順位の法定血族相続人です(民法887条1項)ので、BとCはAの相続人となります。BとCは同順位の相続人として2分の1ずつの相続分を有することになります。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

 Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

第1章 遺言によってできること、できないこと

- ① 遺言は何のために作るのか / ② 遺言事項と付言事項 /
 ③ 遺言によってできること（基礎編） / ④ 遺言によって
 できること（応用編） / ⑤ その他遺言でできること /
 ⑥ 遺言ではできないこと

第2章 遺言の基礎知識

- ① はじめに / ② 法定相続人と相続分 / ③ 遺贈 / ④ 遺産
 分割方法の指定 / コラム1 預金債権の相続 /
 ⑤ 遺言の方式 / ⑥ 検認 / ⑦ 遺言の執行 / ⑧ 遺産分割

第3章 遺言書作成時の留意点

- ① 遺言の方式とその長所・短所 / コラム2 公正証書遺言
 作成の流れ / ② 遺言能力 /
 ③ 遺留分及び遺留分侵害額請求権 / ④ 予備的遺言 /
 ⑤ 配偶者居住権

第4章 本書で紹介する24事例の概要

- ① 遺言が必要となる典型的な場合 / ② 配偶者がいない場合 /
 ③ 配偶者がいる場合 / 遺言者の状況から見る収録事例の一覧 /
 遺言者の意思から見る収録事例の一覧

第5章 具体的な相談事例と遺言の文例

- ① 遺言が必要となる典型的な場合
 【事例1】子供がいない夫婦の場合 / 【事例2】特定の財産
 （特に自宅）を相続させたい相続人がいる場合 /
 【事例3】相続人が行方不明の場合 / 【事例4】相続人間の
 関係が複雑な場合 / 【事例5】法定相続人以外に財産を
 遺贈したい場合 / 【事例6】法定相続人がおらず、財産を
 遺贈したい相手がいる場合
 ② 配偶者がいない場合
 【事例7】同性の内縁パートナーに身の回りの世話をし
 てもらうことを条件に、自宅マンションを死因贈与したい場合 /
 【事例8】子供ではなく孫に自宅等を遺贈したい場合 /

【事例9】障がいがある子供の治療費・生活費のために
 賃貸アパートの管理を第三者に任せたい場合 /

【事例10】未成年の子供に未成年後見人を選任する場合 /

【事例11】非行を繰り返してきた子供には遺産を相続
 させない場合 / 【事例12】亡くなった長男の妻

（遺言者と同居）に自宅不動産を遺贈し、将来は長男の子供
 （遺言者の孫）にその自宅不動産を相続させたい場合 /

【事例13】子供が一定の条件（日本への帰国等）を充たした
 場合にのみ相続させたい場合 / 【事例14】後継者となる

子供に会社の株や事業用資産、事業に必要な資金を相続
 させたい場合 / 【事例15】複数の子供のうちの1人に賃貸

アパートを相続させ、関連する債務も相続させたい場合 /
 【事例16】複数の子供のうちの1人に自宅不動産を相続させ、

他の子供に対する代償金を支払わせたい場合 /

【事例17】子供の1人に障がいがあるため、もう1人の
 子供に相続を集中させた上で、障がいがある子供の面倒を
 見させたい場合

③ 配偶者がいる場合

【事例18】遺留分のある直系尊属がいる場合 /

【事例19】金融資産を後妻に相続させた上で、遺留分対策
 として自宅を前妻との間の子供に相続させ、配偶者居住権を

設定する場合 / 【事例20】自宅と賃貸アパートについて、
 自宅を配偶者（妻）、賃貸アパートを子供に相続させ、

家賃収入の一部を妻に給付させる場合 /

【事例21】配偶者（夫）には財産を相続させたくなく、子供
 に全部相続させたい場合 / 【事例22】配偶者が認知症で

あるため、子供の1人に多く相続させた上で、配偶者の
 面倒を見させたい場合 / 【事例23】配偶者とは別居中

であり、同居の愛人に財産を残したい場合 /

【事例24】後妻と後妻との間の息子について、前妻との間の
 息子よりも多くの財産を相続させたい場合

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉		
書 名	価 格	部 数
弁護士の視点をプラス! 相談事例別 税理士が知っておきたい遺言書作成のポイント ～リスクの把握と的確なアドバイスのために～ [097162]	定価2,970円(本体2,700円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
 *消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 事務所名 ☐ 公用 ☐ 私用フリガナ TEL E-mail

お客様の個人情報の取扱いについて
 お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、
 このままFAXで下記宛お送り
 ください。

■宛先
 〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 ☎FAX.0120-302-640

書店印